

伊勢市 地震防災強化計画



伊勢市防災会議

目 次

第1節 総則	1
第2節 関係者との連携計画の確保	6
第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	7
第4節 時間差発生時における円滑な避難の確保等	14
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	17
第6節 防災訓練計画	18
第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	19
別表1 避難指示	20
発令地区(避難対象地区)	20

第1節 総則

1. 推進計画の目的

この計画は、**南海トラフ地震**に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、**南海トラフ地震防災対策推進地域**について、**南海トラフ地震**に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、**南海トラフ地震**に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

2. 防災関係機関が地震・津波発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

1 市が行う業務

- ア 地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- イ 県への報告、要請等、県との地震防災活動の連携
 - (1) 必要に応じ、県に対し地震防災応急対策の実施に係る職員の派遣等必要な事項を要請する。
 - (2) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対して指示をする。
 - (3) 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。
- ウ **高齢者等避難、避難指示**又は警戒区域の設定
- エ 消防職員、消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
- オ 消防、水防等の応急措置
- カ 避難者等の安全確保
- キ 緊急輸送の実施
- ク 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
- ケ 自主防災組織活動の指導、連携
- コ その他地震防災応急対策上の措置

2 県が行う業務

- ア 地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- イ **高齢者等避難、避難指示**に関する助言
- ウ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- エ 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
- オ 県有施設及び設備の整備、点検に関する事項
- カ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持に関する事項
- キ 緊急輸送の確保に関する事項
- ク 食料、医薬品の確保、保健衛生に係る措置等に関する事項
- ケ その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- コ **指定地方行政機関、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関**が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関する事項
- サ その他法令により県警戒本部の権限に属する事項

3 伊勢警察署が行う業務

- ア 各種情報の収集、伝達
- イ 住民等への情報伝達活動
- ウ 南海トラフ地震臨時情報に伴う混乱防止並びに犯罪の予防及び取締り
- エ 交通の混乱、交通事故等の発生防止及び住民等の避難の円滑と緊急輸送の確保
- オ 警察施設等の点検及び整備
- カ その他必要な措置

4 指定地方行政機関が行う業務

① 東海農政局三重県拠点

- ア 政府所有食料の在庫数量把握
- イ 応急食料の知事又は知事が指定する者への緊急引渡準備及び業者指導
- ウ 災害対策用食料の調達準備

② 津地方気象台

- ア 南海トラフ地震・津波に関連する情報等の通報
- イ 南海トラフ地震・津波に関連する情報等の照会に対する応答と解説

③ 伊勢労働基準監督署

爆発、火災等の労働災害防止や緊急時における早期避難の徹底の要請

④ 中部地方整備局三重河川国道事務所

- ア 災害予防
 - (1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実
 - (2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用
 - (4) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施
 - (5) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施
 - (6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
 - (7) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保
 - (8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開・航路啓開に関する計画等の情報共有
- イ 初動対応
 - (1) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。

ウ 応急・復旧

- (1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- (2) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力
- (3) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施
- (4) 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施
- (5) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
- (6) 道路啓開に関する計画に基づく、路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- (7) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
- (8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
- (9) 所管施設の緊急点検の実施
- (10) 情報の収集及び連絡
- (11) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施
- (12) 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施
- (13) 要請に基づき、国土交通省が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動

5 指定公共機関が行う業務

① NTT西日本三重支店

- ア 正確、迅速な情報収集、連絡
- イ 防災関係機関に対する通信設備の優先利用の供与
- ウ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備
- エ 通信の輻輳抑止のための広報の実施
- オ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備

② 東海旅客鉄道株式会社

- ア 情報の伝達
- イ 情報伝達及び列車運転状況の案内
- ウ **滞留旅客**に対する避難誘導等
- エ 防災対策推進地域への列車の進入禁止措置
- オ 防災対策推進地域内を運行中の列車に対し、最寄りの安全な駅、その他の場所まで安全な速度で運転して停車する措置
- カ 防災対策推進地域外において、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行する措置
- キ 災害応急業務及び災害復旧業務に従事する社員数、配置状況等の把握

③ 中部電力パワーグリッド株式会社三重支店

- ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
- イ 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施

④ 東邦ガス株式会社伊勢サービス・センター

- ア ガス施設の災害予防措置及び地震防災応急対策に係る措置の実施
- イ **災害対策本部**を設置
- ウ 発災後に備えた要員及び資機材の確保

⑤ 日本郵便株式会社

- ア 利用者に対する情報の伝達及び安全確保
- イ 支店における窓口の取扱いを停止
- ウ 防災対策推進地域内に所在する支店において、窓口の取扱いを行う事務の種類及び取扱い時間並びにその他必要な事項を店頭に表示
- エ 災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、**郵便業務に係る災害特別事務取扱**及び援護対策を迅速かつ的確に実施

6 指定地方公共機関が行う業務

① 公益社団法人三重県医師会

- 医師会救護班の編成並びに連絡調整

② 一般乗合旅客自動車運送事業会社（三重交通株式会社（三交伊勢志摩交通株式会社）等）

- ア 車両の運行状況、乗客の避難実施状況等の広報
- イ 乗客の避難、救護
- ウ 車両の運転規制
- エ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置

③ 三重県トラック協会南勢支部

- 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保

④ 鉄道事業会社（東海旅客鉄道株式会社を除く）

- ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
- イ 旅客の避難、救護
- ウ 列車の運転規制
- エ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置

⑤ 三重県LPガス協会伊勢支部

- ア 供給設備及び工場設備の災害予防
- イ 需要家に対する災害予防広報

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が行う業務

- ア 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
- イ 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力
 - (1) 産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会議所等）
 - (2) 文化、厚生、社会団体（赤十字奉仕団、社会福祉協議会、婦人会、青年団等）
 - (3) **危険物施設**等の管理者
 - (4) 各港湾施設の管理機関
 - (5) 土地改良区

第2節 関係者との連携計画の確保

1 資機材、人員等の配備手配

① 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておきます。

市は、県に対して地域住民等に対する応急措置及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を要請します。

② 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとします。

③ 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、伊勢市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成します。

機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めます。

2 他機関に対する応援要請

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は伊勢市地域防災計画資料編のとおりです。

市は、必要があるときは、応援協定に基づき自衛隊、緊急消防援助隊、近隣市町への応援要請を行います。

3 帰宅困難者への対応

市は平常時から民間施設や周辺地域、隣接市町、交通機関、観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応が取れる体制と行動要領の整備を行います。また、市にある観光施設の利用者の安全を図るため、各観光施設の事業者又は管理者に対して、安全確保対策を実施するよう働きかけます。

災害発生時には、膨大な**帰宅困難者**の発生を抑制するため、市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報するとともに、従業員や児童・生徒、観光客等の一時的な収容を、企業や学校に呼びかけます。また、鉄道・バス事業者その他民間事業者と連携して、徒歩帰宅者に必要な情報の提供、誘導等の実施、救急・救護体制の構築、一時滞在場所の確保を検討します。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

1 津波からの防護

① 水門の閉鎖等

市又は堤防、防潮扉、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門等の迅速、的確な閉鎖等に万全を期するほか、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとします。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとします。

② 各種整備等

市又は堤防、水門等の管理者は、以下について計画し整備等を行うものとします。

ア 堤防、水門等の点検

イ 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等

ウ 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

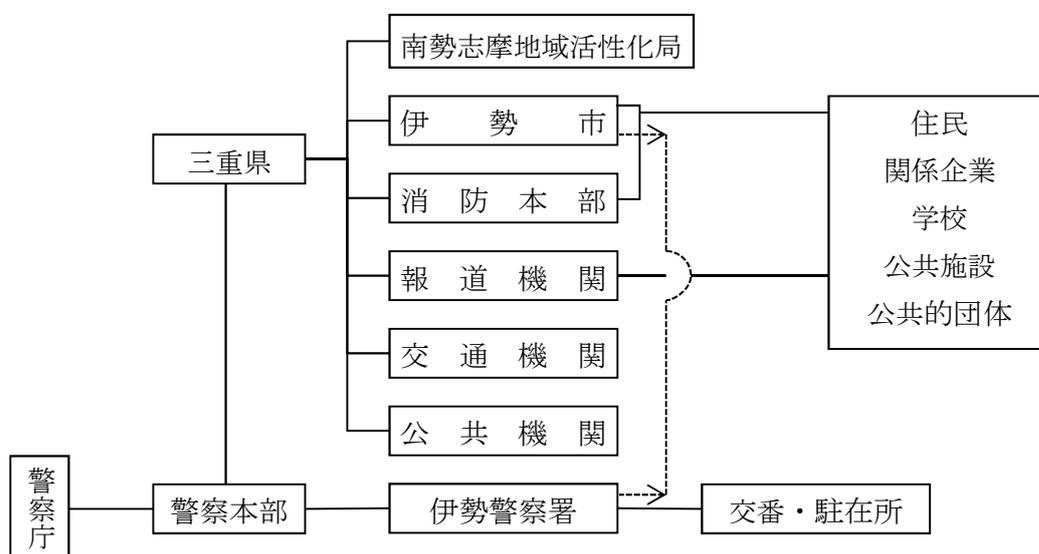
エ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備

オ 防災行政無線の整備等

2 津波に関する情報の伝達等

① 関係者の役割分担、連絡体制

津波警報等の津波に関する情報は、危険な地域の住民等に対して迅速かつ的確に伝達・周知される必要があり、次の連絡体制で情報を伝達します。



② 配慮すべき事項

関係者への連絡にあたっては、次の事項に配慮して情報伝達を実施します。

- ア 津波に関する情報の防災関係機関、地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
- イ 船舶に対する**津波警報**等の伝達
- ウ 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- エ 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- オ 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること

3 避難指示等の発令基準

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、その必要が認められるときは、市長又は水防管理者は、避難対象地域の居住者、滞在者、その他の者に対して**避難指示**を発令します。

① 津波注意報が発表された場合

- ア 状況に応じ防潮扉等の閉鎖を行います。応急復旧チームが自治会等に指示します。
- イ 防災行政無線及び広報車で、海岸、河口、河川付近を対象に近づかないように呼びかけます。

② 津波警報が発表された場合

- 例) 【大きな揺れを伴わない場合】
- ア 状況に応じ防潮扉等の閉鎖を行います。応急復旧チームが自治会等に指示します。
- イ **避難指示**を発令します。

③ 大津波警報が発表された場合

- 例) 【南海トラフ地震等の大きな揺れを伴う場合】
- ア **避難指示**を発令します。

4 避難対策等

① 避難指示の対象となる地区

地震発生時において津波による**避難指示**の対象となる地区は、三重県津波浸水予測（平成 23 年度版）の津波浸水予測図に基づき、**津波警報**が発表された場合は別表 1-1、**大津波警報**が発表された場合は別表 1-2 のとおりとします。

② 津波緊急避難所及び津波緊急避難場所等

市の津波緊急避難所及び津波緊急避難場所は、別に定める基準に基づき、地域防災計画資料編に示すとおりです。

市は、発生頻度は極めて低いもの理論上最大クラスの地震の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定します。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害

軽減対策等に取り組むものとしします。

市は**災害救助法**の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとしします。

③ 住民等への周知

市は、①に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとしします。

- ア 避難対象地区の範囲
- イ 想定される危険の範囲
- ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）
- エ 避難場所に至る経路（住民自ら設定すること）
- オ **避難指示**の伝達方法
- カ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

④ 避難所開設時における事前準備

市が避難所の開設時における応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項を整理しておきます。

⑤ 避難所に必要な設備等

市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとしします。

⑥ 避難誘導

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の**自衛消防組織**は**避難指示**があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び伊勢市**災害対策本部**の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとしします。

⑦ 避難行動要支援者

高齢者や障がいのある人など、災害時に支援が必要と思われる人に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとしします。

- ア 市はあらかじめ本人や家族などの同意に基づき「防災ささえあい名簿」を作成し、必要に応じて関係者と情報共有します。
- イ 津波の発生の恐れにより、市長より**避難指示**が発令されたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援関係者等を含めた地域住民全体の合意によりルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとしします。
- ウ 地震が発生した場合、市はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとしします。

⑧ 観光客、外国人に対する避難誘導等

観光客、外国人に対しては、様々な広報手段を活用して避難情報を多言語で提供します。

⑨ 避難所における救護上の留意事項

市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりです。

- ア 収容施設への収容
- イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
- ウ その他必要な措置

また、上記に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るための措置は次のとおりです。

- ア 流通在庫の引渡等の要請
- イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ウ 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づくプッシュ支援の受入
- エ その他必要な措置

⑩ 意識啓発

市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施します。

⑪ 津波避難計画

市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地区の指定、避難場所等の指定、**津波情報**の収集・伝達の方法、**避難指示**の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を自主防災組織等と連携して策定します。

5 消防機関等の活動

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとします。

- ア **津波警報**等の情報の的確な収集・伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

上記の措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、伊勢市警防規程に定めるところによります。

6 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

① 上水道

上水道事業の管理者は、地震による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の耐震性の強化、施設管理図書の整備、応急給水・応急復旧体制の整備等を図り、かつ、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するものとし、次の対策を実施します。

- ア 施設の耐震性の強化
- イ 管理図書の整備
- ウ 応急対策（給水体制・復旧）のための体制整備
- エ 非常時の協力体制の確立

② 下水道

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講じます。

- ア 施設の耐震性強化及び耐水化
- イ 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備
- ウ 下水管渠の機能確保及び仮設備の設置
- エ 非常時の協力体制の確立

③ 電気

電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、**津波警報**等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施します。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施します。

④ ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施します。

⑤ 通信

ア 通信機関（NTT西日本）

NTT西日本は、災害の発生による被害を未然に防止するため、電気通信設備とその付帯設備の防災設計として、電気通信設備及び電気通信システム等の高信頼化、データベース等の防災化を実施します。また、災害時における重要通信の確保のための措置計画を作成します。

NTT西日本は、地震災害時の通信の確保を図るものとするため、通信施設における次の予防措置を講じる等万全の措置を期します。

- 電気通信設備等の予防対策の実施
- 伝送路の整備
- 回線の非常措置

イ 移動通信事業者

移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社）においては、災害による故障発生の影響を極力小さくするため、通信施設に次の予防対策を推進します。

- 重要な電気通信設備については、安全対策、浸水対策を講じます。
- 重要な電気通信設備については、予備電源の設置、又は可搬型発動発電機等を確保します。

7 交通

① 道路

伊勢市、三重県警察及び道路管理者は、津波襲来の恐れがあるところでの交通規制、避難経路について適切な措置を講じます。

② 海上

海上保安部は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な伝達を実施します。

③ 鉄道

津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置を実施します。また、走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導を実施します。

8 伊勢市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

① 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設、図書館、病院等の管理上の措置はおおむね次のとおりです。

- ア 地震・津波等各種情報の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 消防用設備の点検、整備
- カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータ等の情報を入手するための機器の整備
- キ 学校にあっては、当該学校等に保護を必要とする児童・生徒等がいる場合、これらの者に対する保護措置
- ク 社会福祉施設にあっては、重度障がい者、高齢者等移動することが不可能、又は困難なものへの安全確保に必要な措置

② 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとします。

- ア 非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ **災害対策本部**開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

避難所又は救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は①又は②の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとします。

③ 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとします。

9 迅速な救助

① 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防隊・救助隊・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとします。

② 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとします。

③ 実働部隊の救助活動における連携の推進

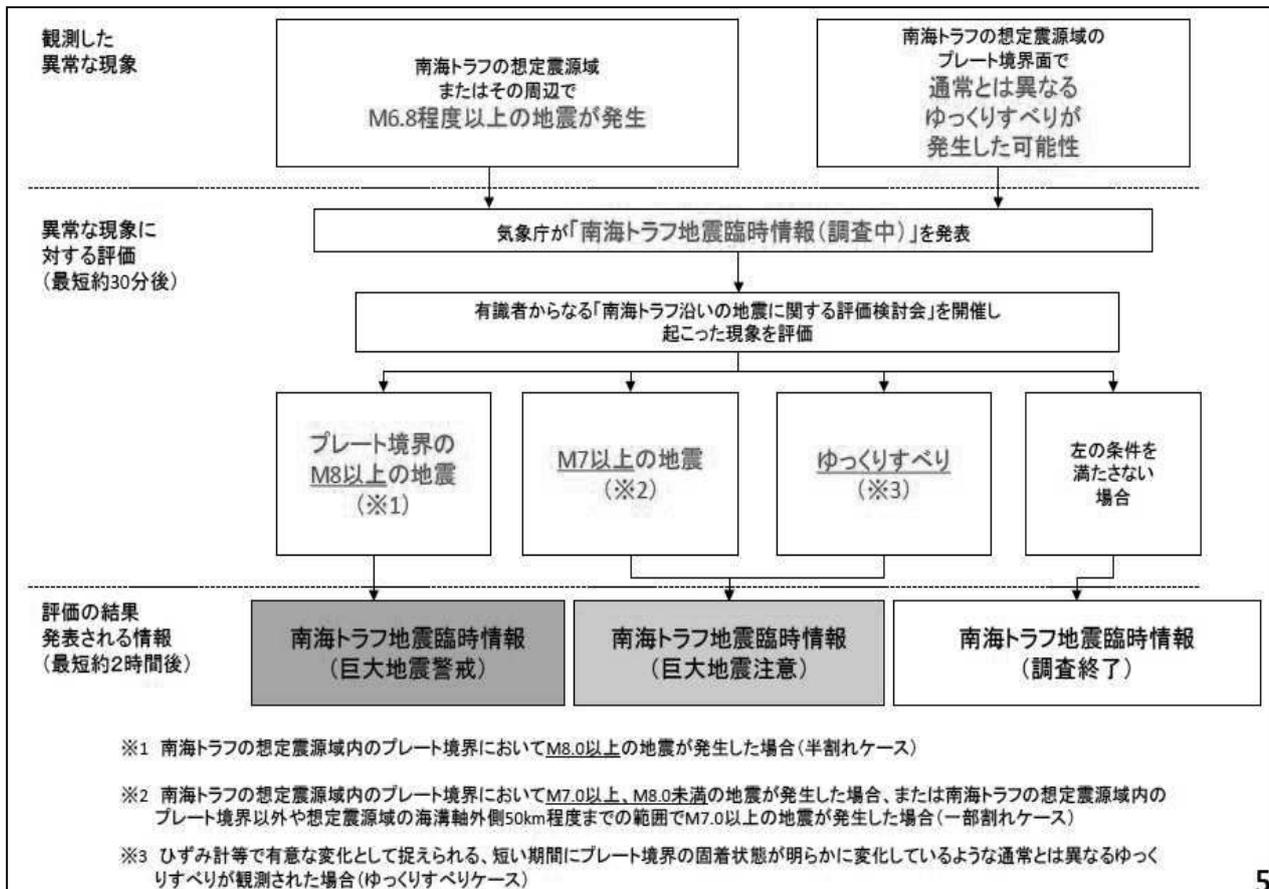
市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとします。

④ 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとします。

第4節 時間差発生時における円滑な避難の確保等

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価される場合に発表するものです。



出典：内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」

①南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、三重県防災通信ネットワークにより県から情報伝達されるため、受信確認を行い、市は以下のことを実施します。

- ア 情報収集・連絡体制の整備
- イ 県及び防災関係機関との連絡体制の確保
- ウ 市民への広報
- エ 公共施設等の緊急点検
- オ 大規模地震に備えた災害応急対策の点検

上記の対応を行うため、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、情報収集等の警戒態勢をとるため、災害対策本部配備基準に基づき、第1配備体制（災害対策本部は設置しない）を取ります。

②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、市は以下のことを実施します。

- ア 情報収集・連絡体制の整備
- イ 県及び防災関係機関との連絡体制の確保
- ウ 市民への広報
- エ 公共施設等の緊急点検
- オ 大規模地震に備えた災害応急対策の点検

上記の対応を行うため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報収集等の警戒体制をとるため、災害対策本部配備基準に基づき、第1配備体制を取ります。

③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、市は以下のことを実施します。

- ア 情報収集・連絡体制の整備
- イ 県及び防災関係機関との連絡体制の確保
- ウ 市民への広報
- エ 公共施設等の緊急点検
- オ 大規模地震に備えた災害応急対策の点検
- カ 災害対策本部の設置
- キ 避難所の設置及び運営
- ク 高齢者等事前避難対象地域（津波浸水想定区域）の避難行動要支援者に対し、高齢者等避難の発令
- ケ 後発地震に備えた事前避難の呼びかけ
- コ 市内の学校や幼稚園・文化施設・体育館を1週間閉鎖

上記の対応を行うため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報収集等の警戒態勢をとるため、災害対策本部配備基準に基づき第2配備体制を取ります。

	プレート境界のM8以上の地震※1	M7以上の地震※2	ゆっくりすべり※3
発生直後 <small>「ゆっくりすべりケース」は発動が必要と認められた場合</small>	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 ● 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ● 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
2週間※4	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
すべりが収まったと評価されるまで			
大規模地震発生まで			

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の弧内50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)
 ※4 2週間とは、巨大地震警戒対応期間(1週間)+巨大地震注意対応期間(1週間)
 上表内の対応は標準を示したものであり、個々の状況に応じて変わるものである

④南海トラフ地震臨時情報発表時の周知

南海トラフ地震臨時情報が発表され、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合には、防災行政無線や防災メール、ホームページ、ケーブルテレビ、SNS等を通じて、速やかに住民等へ広報します。

⑤災害応急対策をとるべき期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を実施するとともに、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。

また、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満の地震、および、通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合には、後発地震に対して1週間、注意する措置をとるものとします。

⑥避難対策

(1) 後発地震に備えた事前避難

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、後発地震に備え、津波浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者に対して、1週間避難を継続するよう、別表1-2に従い高齢者等避難を発令します。

対象となる避難行動要支援者は、大津波警報又は津波警報から津波注意報に切り替わった後、市が発令する避難情報に従い、津波浸水想定区域外の親戚・知人宅や指定避難所等へ避難するものとします。

(2) 避難所の運営

津波浸水想定区域外の避難生活施設を開設し、市職員を派遣して避難所運営を行います。開設する避難所は以下のとおり。

<開設避難所一覧>

No	施設名	住所
1	中島小学校屋内運動場	伊勢市二俣1-2-17
2	宮山小学校屋内運動場	伊勢市旭町319
3	城田中学校屋内運動場	伊勢市粟野町472
4	四郷小学校屋内運動場	伊勢市楠部町2484
5	小俣小学校屋内運動場	伊勢市小俣町元町663-1
6	小俣中学校屋内運動場	伊勢市小俣町相合750
7	進修小学校屋内運動場	伊勢市宇治浦田2-16-43
8	五十鈴中学校屋内運動場	伊勢市中村町444
9	修道小学校屋内運動場	伊勢市久世戸町5-1
10	伊勢市福祉健康センター	伊勢市八日市場町13-1
11	早修小学校屋内運動場	伊勢市常盤3-10-19

No	施設名	住所
12	宮川中学校屋内運動場	伊勢市二俣4-5-3
13	倉田山中学校屋内運動場	伊勢市神田久志本町1645-2
14	伊勢市生涯学習センター	伊勢市黒瀬町562-12
15	佐八小学校屋内運動場	伊勢市佐八町2278-12
16	城田小学校屋内運動場	伊勢市上地町1494
17	旧沼木中学校屋内運動場	伊勢市上野町823
18	上野小学校屋内運動場	伊勢市上野町2841-2
19	小俣保健センター	伊勢市小俣町元町536
20	伊勢市小俣町生涯学習センター	伊勢市小俣町本町3
21	明野小学校屋内運動場	伊勢市小俣町明野1939
22	伊勢市小俣総合体育館	伊勢市小俣町新村401-1
23	二見浦小学校・二見中学校屋内運動場	伊勢市二見町光の街907-7

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

以下の事業について、政令・告示等に留意し、具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画を作成します。

- ア 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- イ 避難場所の整備
- ウ 避難経路の整備
- エ 土砂災害防止施設
- オ 津波防護施設
- カ 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成 25 年総務省告示第 489 号に定める消防用施設
- キ 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- ク 通信施設の整備
伊勢市防災行政無線
その他の防災機関等の無線

第6節 防災訓練計画

① 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る**南海トラフ地震**を想定した防災訓練を実施します。

防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、**津波警報**等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施します。

② 県への助言と指導

市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとします。

③ 訓練の内容

市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとします。

ア 要員参集訓練及び本部運営訓練

イ **要配慮者、滞留旅客**等に対する避難誘導訓練

ウ **津波警報**等の情報収集、伝達訓練

エ 災害の発生の状況、**避難指示**、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災機関、地域の自主防災組織、事業所等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進します。

① 職員等に対する教育

市職員、教職員、消防団等は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が求められることから、職員研修等を利用して、次の防災教育の徹底を図ります。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- エ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

② 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発等、地域住民等に対する教育を実施します。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとします。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等、地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとします。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報入手の方法
- オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- カ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- キ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ク 避難生活に関する知識
- ケ 地域住民等自らが実施し得る、7日間程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

③ 相談窓口の設置

県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとします。

目 次

第1節 総則	1
第2節 地震災害警戒本部の設置等	6
第3節 情報伝達計画	9
第4節 広報計画	10
第5節 自主防災活動	12
第6節 避難対策計画	14
第7節 緊急輸送計画	18
第8節 広域的な応援・受援体制の整備	19
第9節 消防活動に関する計画	20
第10節 社会秩序維持計画	21
第11節 ライフライン施設応急対策計画	23
第12節 交通対策計画	25
第13節 食料、生活必需品確保計画	27
第14節 医療・救護計画	28
第15節 公共施設等対策計画	29
第16節 市民のとりべき措置	32

第1節 総則

1. 強化計画の目的

大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）は大規模地震発生前の事前措置を行って、地震災害を防止軽減することを目的に制定されました。

大震法に基づき、東海地域を中心に1都7県157市町村（平成24年4月時点）が、東海地震を想定した**地震防災対策強化地域**（以下「強化地域」という。）に指定されており、三重県では伊勢市（旧伊勢市、旧二見町、旧御薮村）を含めた10市町（平成24年4月時点）が指定され、津波被害を中心に被害発生が憂慮されています。また、**警戒宣言**が発令された場合においては、社会的混乱の発生が懸念されます。

よって、この計画は、大震法第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る強化地域について、**警戒宣言**が発令された場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とします。

2. 基本方針は、次の考え方を基本に策定します。

1 基本的な考え方

- ① 大震法第6条第1項の規定に基づき、主として東海地震の**警戒宣言**が発令されてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの緊急対策を中心に作成するものとします。
- ② 東海地震の発生に伴う被害の発生を防止又は軽減するため、市及び防災関係機関等とすべき事前措置の基本的事項について定めるものとします。
- ③ **警戒宣言**発令前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備行動を実施します。
- ④ 地震発生後の災害対策は「地域防災計画第3部災害応急対策計画」により対処するものとします。
- ⑤ 市及び防災関係機関等は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき、**警戒宣言**発令に伴う緊急対策に万全を期するものとします。

3. 地震防災応急対策として処理すべき事務又は業務の大綱

1 市が行う業務

- ① **警戒宣言、東海地震予知情報**の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- ② 県への報告、要請等、県との地震防災活動の連携
 - ア 必要に応じ、県に対し地震防災応急対策の実施に係る職員の派遣等必要な事項を要請する。
 - イ 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対して指示をする。
 - ウ 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。
- ③ **避難指示**又は警戒区域の設定
- ④ 消防職員、消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
- ⑤ 消防、水防等の応急措置
- ⑥ 避難者等の安全確保
- ⑦ 緊急輸送の実施
- ⑧ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
- ⑨ 自主防災組織活動の指導、連携
- ⑩ その他地震防災応急対策上の措置

2 県が行う業務

- ① **警戒宣言、東海地震予知情報**、地震情報その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- ② **避難指示**に関する助言
- ③ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ④ 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
- ⑤ 県有施設及び設備の整備、点検に関する事項
- ⑥ 犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持に関する事項
- ⑦ 緊急輸送の確保に関する事項
- ⑧ 食料、医薬品の確保、保健衛生に係る措置等に関する事項
- ⑨ その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- ⑩ **指定地方行政機関、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関**が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関する事項
- ⑪ その他法令により県警戒本部の権限に属する事項

3 伊勢警察署が行う業務

- ① **警戒宣言、東海地震予知情報**等に関する情報の収集、伝達及び広報
- ② 関係機関の発する警報等伝達の協力
- ③ 避難者の安否確認及び行方不明者の搜索
- ④ 危険区域内住民の避難誘導
- ⑤ 暴利の取締り、危険物の保安及び犯罪の予防等
- ⑥ 交通の確保、交通の指導取締り及び必要な交通規制の実施

4 指定地方行政機関が行う業務

① 東海農政局津地域センター

- ア 政府所有食料の在庫数量把握
- イ 応急食料の知事又は知事が指定する者への緊急引渡準備及び業者指導
- ウ 災害対策用食料の調達準備

② 津地方気象台

- ア 東海地震に関連する情報等の通報
- イ 東海地震に関連する情報等の照会に対する応答と解説

③ 伊勢労働基準監督署

爆発、火災等の労働災害防止や緊急時における早期避難の徹底の要請

④ 中部地方整備局三重河川国道事務所

- ア 災害予防
 - (1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実
 - (2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用
 - (4) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施
 - (5) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施
 - (6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
 - (7) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保
 - (8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開・航路啓開に関する計画等の情報共有
- イ 初動対応
 - (1) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。
- ウ 応急・復旧
 - (1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (2) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力
 - (3) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施
 - (4) 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施
 - (5) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施

- (6) 道路啓開に関する計画に基づく、路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- (7) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
- (8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
- (9) 所管施設の緊急点検の実施
- (10) 情報の収集及び連絡
- (11) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施
- (12) 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施
- (13) 要請に基づき、国土交通省が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動

5 指定公共機関が行う業務

① NTT西日本三重支店

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
- イ 防災関係機関に対する通信設備の優先利用の供与
- ウ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備
- エ 通信の輻輳抑止のための広報の実施
- オ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備

② 東海旅客鉄道株式会社

- ア 警戒宣言発令情報の伝達
- イ 警戒宣言発令時の情報伝達及び列車運転状況の案内
- ウ 滞留旅客に対する避難誘導等
- エ 強化地域への列車の進入禁止措置
- オ 強化地域内を運行中の列車に対し、最寄りの安全な駅、その他の場所まで安全な速度で運転して停車する措置
- カ 強化地域外において、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行する措置
- キ 災害応急業務及び災害復旧業務に従事する社員数、配置状況等の把握

③ 中部電力パワーグリッド株式会社伊勢営業所

- ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
- イ 東海地震注意情報発表後の電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施

④ 東邦ガス株式会社伊勢サービス・センター

- ア ガス施設の災害予防措置及び地震防災応急対策に係る措置の実施
- イ 東海地震注意情報発表時に災害対策本部を設置
- ウ 発災後に備えた要員及び資機材の確保

⑤ 日本郵便株式会社

- ア 利用者に対する**警戒宣言**の伝達及び安全確保
- イ **警戒宣言**が発令された場合、その時点から支店における窓口の取扱いを停止
- ウ **警戒宣言**が発令された場合は、強化地域内に所在する支店において、窓口の取扱いを行う事務の種類及び取扱い時間並びにその他必要な事項を店頭に表示
- エ 災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、**郵便業務に係る災害特別事務取扱**及び援護対策を迅速かつ的確に実施

6 指定地方公共機関が行う業務

① 公益社団法人三重県医師会

医師会救護班の編成並びに連絡調整

② 一般乗合旅客自動車運送事業会社（三重交通株式会社（三交伊勢志摩交通株式会社）等）

- ア 車両の運行状況、乗客の避難実施状況等の広報
- イ 乗客の避難、救護
- ウ 車両の運転規制
- エ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置

③ 三重県トラック協会南勢支部

防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保

④ 鉄道事業会社（東海旅客鉄道株式会社を除く）

- ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
- イ 旅客の避難、救護
- ウ 列車の運転規制
- エ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置

⑤ 三重県LPガス協会伊勢支部

- ア 供給設備及び工場設備の災害予防
- イ 需要に対する災害予防広報

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が行う業務

- ア 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
- イ 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力
 - (1) 産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会議所等）
 - (2) 文化、厚生、社会団体（赤十字奉仕団、婦人会、青年団、社会福祉協議会等）
 - (3) **危険物施設**等の管理者
 - (4) 各港湾施設の管理機関
 - (5) 土地改良区

第2節 地震災害警戒本部の設置等

警戒宣言が発令された場合、民心の安定を図り、緊急対策を推進するため、伊勢市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置し、地震防災応急対策活動を行います。

1. 対策

1 活動体制の概要

大震法に基づき東海地震の強化地域に警戒宣言が発令された場合に定めるところにより市警戒本部を設置して地震防災応急対策活動を行います。

市警戒本部の組織及び運営は、大震法、大震法施行令、市警戒本部条例及び市地震災害警戒本部の組織等に関する要綱に定めるところによります。

なお、警戒本部体制については「地域防災計画第1編総則第2章被害想定第4節防災上の事務又は業務の大綱」の体制によります。

2 市警戒本部の概要

警戒宣言が発令されたときは、市警戒本部を設置します。

① 組織

市警戒本部には、本部長、副本部長、本部員及び本部職員を置きます。

ア 本部長

- (1) 本部長は、市長があたります。
- (2) 本部長は、市警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督します。
- (3) 市長不在等の非常時における、市長権限の委譲順位は次のとおりとします。
 - 1) 副市長
 - 2) 危機管理部長
 - 3) 総務部長
 - 4) 本部員の内から選出

イ 副本部長

- (1) 副本部長は、副市長があたります。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理します。

ウ 本部会議等

- (1) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成します。
- (2) 本部会議は、地震防災応急対策について協議します。

② 所掌事務

市警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりです。

ア 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達

イ 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携

- (1) 必要に応じ、県に対し、地震防災応急対策の実施に係る職員の派遣等必要な事項を要

請します。

(2) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震防災
応急対策を実施すべき者に対する指示をします。

(3) 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告します。

ウ **避難指示**又は警戒区域の設定

エ 消防職員、消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備

オ 消防、水防等の応急措置

カ 避難者等の安全確保

キ 緊急輸送の実施

ク 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備

ケ 自主防災組織活動の指導、連携

コ その他地震防災応急対策上の措置

③ 消防機関

消防機関は、特に次の事項を実施します。

ア 消防本部

消防本部は、市警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講じます。

(1) 全消防職員非常招集

(2) 情報の収集及び伝達

(3) 消火活動、救助活動の出動体制の確立

(4) 関係防災機関への職員の派遣

(5) 救急医療情報の収集体制の強化

(6) 警戒区域内の地域住民への**避難指示**の伝達

(7) 救急・救助資器材の準備

(8) 出火防止のための広報

イ 消防署

(1) 情報の収集と伝達

(2) 情報受信体制の強化

(3) 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立

(4) 出火防止・初期消火等の広報の準備

(5) 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施

(6) 消防水利の確保

(7) 住民の避難誘導

(8) 水防資機材の点検、配備及び確保準備

(9) 警戒区域からの避難確保のパトロール

(10) 救助・救急用資器材の確保準備

(11) その他状況に応じた防災、水防活動

(12) その他消防活動上必要な情報の収集

ウ 消防団

- (1) 情報の収集と伝達
- (2) 情報受信体制の強化
- (3) 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立
- (4) 出火防止・初期消火等の広報の準備
- (5) 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施
- (6) 水利の確保
- (7) 住民の避難誘導
- (8) 水防資機材の点検、配備及び確保準備
- (9) 警戒区域からの避難確保のパトロール
- (10) 救助用資機材の確保準備
- (11) その他状況に応じた防災、水防活動
- (12) その他消防活動上必要な情報の収集

第3節 情報伝達計画

警戒宣言が発令された場合及び東海地震注意情報が発令された場合に、**警戒宣言**及び東海地震に関連する情報等を各防災関係機関の有機的連携のもとに正確かつ迅速に伝達します。

1. 対策

1 警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知

県から伝達される**警戒宣言**、**東海地震予知情報**等の受理は、勤務時間内においては危機管理課及び消防本部、勤務時間外においては守衛室及び消防本部において三重県防災通信ネットワークにより受理します。

本部長、その他の職員に対する伝達は、勤務時間内は庁内放送等で行います。勤務時間外及び休日等については、別に定める連絡網で行います。

2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位等を定めておくものとします。また、消防団員、自主防災組織の隊員から地域における収集責任者をあらかじめ定め、情報を迅速・的確に収集するものとします。

情報の種類の主なものは、次のとおりです。

- ① 避難の状況
- ② 交通機関の運行及び道路交通の状況
- ③ 防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況
- ④ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
- ⑤ 情報の変容、流言等の状況
- ⑥ **避難指示**又は警戒区域の設定
- ⑦ 消防職員・消防団員等の配備命令
- ⑧ 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等

3 県警戒本部に対する報告

県警戒本部への報告は、支部を通じて速やかに行うものとします。

その主なものは、次のとおりです。

- ① 避難の状況
- ② 市の地震防災応急対策の実施状況

第4節 広報計画

東海地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、市及び各防災関係機関は、地震予知情報等に対応する広報活動を実施します。

1. 対策

1 広報内容

市警戒本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、住民生活に密接に関係する事項を中心に適切かつ迅速な広報を行います。

広報を行う必要がある項目は、概ね次のとおりです。

- ① 警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容、特に市内の地震及び津波の予想
- ② 交通機関運行状況及び道路交通規制等の情報
- ③ ライフラインに関する情報
- ④ 強化地域内外の生活関連情報
- ⑤ 混乱防止のための対応措置
- ⑥ 津波の浸水及び山・崖崩れの発生の危険が予想されるため、避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）以外の小規模小売店に対する営業の継続の呼びかけ
- ⑦ 地震防災応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の呼びかけ
- ⑧ 地震防災応急計画を作成しない事業所及び住民がとるべき措置
- ⑨ 金融機関が講じた措置に関する情報
- ⑩ 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発令された場合、不要不急の旅行等を控える等、適切な行動の呼びかけ
- ⑪ 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発令された場合の防災体制に関する情報
- ⑫ その他状況に応じて事業所又は住民及び観光客等に周知すべき事項

2 広報手段

住民及び観光客等への広報は、同報系防災行政無線、ケーブルテレビ、ホームページ、広報車、有線放送、地震防災信号等の手段を用いるとともに、報道機関の協力を得て行います。

また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、東海地震に関連する情報及び家庭内の防災対策等の問い合わせに対応するため、本部と連携して対応窓口を設置します。

3 報道機関の情報伝達

(日本放送協会)

①東海地震に係るNHKの放送

- ア 東海地震注意情報のニュースは、中央からテレビ、ラジオを通じて同一の内容で全国放送されます（約2時間）。
- イ 警戒宣言発令ニュースは、内閣府から中継車で全国放送されます（約10分）。
- ウ 警戒宣言発令に関するローカルニュースは、各放送局から放送されます（約20分）。

エ **警戒宣言**に関するニュースは、発令後 30 分間隔で全国ニュース（約 10 分）、ローカルニュース（約 20 分）として、発災（又は解除）まで繰り返し放送されます。

②報道機関の協力

県は、状況により、県民に対して、テレビ、ラジオを通じて知事によるメッセージを送り、民心の安定を図ります。また、市から広報の要請（広報文案を添える）があった場合は報道機関の協力を得て処理します。

第5節 自主防災活動

警戒宣言発令から地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市警戒本部が地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ市民の生命と財産を住民自身の手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定めます。

1. 対策

1 情報の収集、伝達

- ① 警戒宣言及び東海地震予知情報等が、市から正確に全家庭に伝達されているか確認に努めます。
- ② 東海地震予知情報をテレビ、ラジオで入手するよう努めます。
- ③ 応急対策の実施方法について、必要に応じ市警戒本部へ報告します。

2 初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備体制をとります。

3 防災用資機材等の配備・活用

自主防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認します。

4 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかけ確認します。

①家具類の転倒防止

家具類の固定状況の確認を呼びかけます。

②落下物の除去

タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等、落下物の防止対策の確認を呼びかけます。

③出火防止

火気危険物の除去、消火器の確認及び水の汲み置き等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わないように呼びかけます。

④備蓄食料及び飲料水の確認

備蓄食料及び飲料水の確認を呼びかけます。

5 避難活動

①避難行動

- ア 避難対象地区の住民に対して市長が**避難指示**を発令した場合は、住民に伝達し、あらかじめ定められた避難地への避難、あるいは**縁故避難**（安全な場所にいる親族、知人宅等への避難）をさせます。自主防災組織は避難状況を確認後、市警戒本部に報告します。
- なお、**縁故避難**をさせた場合、自主防災組織は縁故避難者の行き先、人数等を把握しておくとともに、避難方法を確認しておきます。また、縁故避難者が多数の場合でも、自主防災組織は自らの活動に支障を来すことがないように体制づくりをしておきます。
- イ 高齢者、子ども、障がい者、外国人等の**要配慮者**は、災害時に自力での避難が難しく、避難の遅れや不自由な生活を強いられることが考えられることから、自主防災組織を中心に地域で一体となった協力・支援体制を整えていく必要があるため、実践的な支援体制に努めるものとします。
- ウ 自力避難困難な**要配慮者**については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送します。
- エ 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空き地等への避難を勧めます。

②避難地での生活

- ア 避難地での生活を行うに際し、避難地における役割分担を行うとともに、必要な資機材の準備を行い、秩序ある避難生活施設の運営が迅速に行われるよう努めます。
- イ 食品、飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合には、市警戒本部等と連絡をとりその確保に努めます。

6 社会秩序の維持

- ① 正確な情報の収集に努め、流言飛語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努めます。
- ② 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、市民等に対して呼びかけをし、物資の公平で円滑な供給に協力します。

第6節 避難対策計画

警戒宣言が発令された場合の避難を容易にするための事前措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置を行います。また、学校等における児童・生徒等の安全対策を定めます。

1. 対策

1 避難対策

- ① 津波の浸水及び山・崖崩れの発生の危険が予想されるため、沿岸部や、土砂災害危険箇所、**土砂災害警戒区域**及びその周辺の住民等は、**警戒宣言**が発令されたときは、速やかにあらかじめ定めた避難地へ避難します。それ以外の区域の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等、安全な場所で行動するものとします。
- ② 住民等が避難地まで避難するための方法については、原則として徒歩とします。ただし避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討する等、避難の実効性を確保するよう努めます。
- ③ 避難誘導や避難地での生活にあたっては、**要配慮者**等に配慮します。
- ④ 交通規制等の結果生じる**帰宅困難者**、**滞留旅客**等に対する避難誘導、保護等の活動を交通事業者とも連携し、行います。
- ⑤ その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、付近の安全な空地等へ避難します。また、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分把握しておくものとします。
- ⑥ 避難における救護に必要な物資、資機材等の調達及び確保について県に対し、要請を行います。

2 避難指示

①指示の基準

市長は、**警戒宣言**が発令された場合、「**避難指示**」を行います。

②指示の伝達方法

市長は、**警戒宣言**発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同報系防災行政無線、広報車等により**避難指示**を行います。また、警察官、海上保安官に対し、**避難指示**の伝達、避難誘導、避難路の交通規制等について協力を要請します。

なお、市は必要に応じ**避難指示**に関する広報を県に依頼します。

③避難に関する周知事項

市（消防本部及び消防団を含む。）及び警察は、常日頃から自主防災組織や避難対象地区住民等に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、**警戒宣言**が発令されたときは、**警戒宣言**が発令されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努めます。また、観光客へも周知、伝達に努めます。

ア 避難対象地区の地区名

- イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施
- ウ 避難経路及び避難先
- エ 避難する時期
- オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

3 警戒区域の設定

①警戒区域設定対象地域

市は、避難対象地区のうち、大震法第 26 条において準用する**災害対策基本法**第 63 条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前項「③避難に関する周知事項」に準じて周知を図ります。

②規制の内容及び実施方法

市長は、**警戒宣言**が発令されたときは速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入禁止の措置をとります。市長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努めます。

4 避難状況の報告

自主防災組織及び施設等の管理者は、市に対して直接に、又は伊勢警察署を通じて次に掲げる避難状況を報告します。ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次の②に関する報告は不要とします。

市は、集約した避難状況について県へ報告します。

①避難の経過に関する報告

危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに報告します。

- ア 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）
- イ 上記事態に対し、応急的にとった措置
- ウ 市等に対する要請事項

②避難の完了に関する報告

避難完了後、速やかに報告します。

- ア 避難地名
- イ 避難者数
- ウ 必要な救助・保護の内容
- エ 市等に対する要請事項

5 東海地震が予知された場合の避難対策計画

警戒宣言が発令された場合の避難先としては、まず個々の家庭が安全な地域に居住する知人等の家庭に避難することを優先させ、このような手段がとれない避難者のために市が指定する避難地を準備します。

6 避難地の設置及び避難生活の確保

市は、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、自主防災組織及び避難地の管理者と協力して必要最小限の避難生活を確保するために必要な措置を講じます。

①避難生活者

避難地で避難生活をする者は、避難対象地区の住民及び**帰宅困難者**等で、居住する場所を確保できない者としてします。

②設置場所

- ア 津波や山・崖崩れ等の危険のない地域に設置します。
- イ 原則として公園、学校のグラウンド等の屋外に設置します。ただし、**要配慮者**等の措置を講じてある建物内にも設置することができます。

③設置期間

警戒宣言が発令されてから**警戒宣言**が解除されるまで、又は地震が発生し避難生活施設が設置されるまでの期間とします。

④避難地の運営

- ア 市は、自主防災組織及び避難地の管理者の協力を得て避難地を運営します。
- イ 避難地には運営等を行うために必要な市職員を配置します。また、避難地の安全確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請します。
- ウ 避難地の運営にあたっては、**要配慮者**に配慮します。
- エ 自主防災組織は、避難地の運営に関して市と連携をとりながら、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送れるように努めます。
- オ 多数の観光客等の収容が見込まれる避難地については、関連事業者と協力し、運営します。
- カ 避難地の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮します。

7 児童・生徒等の安全対策

①安全対策の原則

児童・生徒等の安全対策については、原則として次のとおり取り扱います。

ア 児童・生徒等が、在校中に東海地震注意情報又は**東海地震予知情報（警戒宣言）**が発表された場合には、授業・部活等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導します。

イ 児童・生徒等が、登下校中に東海地震注意情報又は**東海地震予知情報（警戒宣言）**が発表された場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導します。

ウ 児童・生徒等が、在宅中に東海地震注意情報又は**東海地震予知情報（警戒宣言）**が発表された場合には、休校として、児童・生徒等は登校させません。

②学校等における具体的な対応方法

学校等においては、①の原則を踏まえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等と協議のうえ、地域の実態に即して具体的な対応方法を定めておきます。

③東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合の学校の対応

東海地震注意情報又は**東海地震予知情報（警戒宣言）**が発表された場合の学校等における対応の方法については、児童・生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知しておきます。

④施設・設備について災害の発生を防止するため必要な措置

施設、設備について、日頃から安全点検を行い、東海地震注意情報又は**東海地震予知情報（警戒宣言）**が発表された場合には災害の発生を防止するため必要な措置を講ずるものとします。

8 海上における避難対策

（第四管区海上保安部）

- ① **警戒宣言**が発令された場合、津波による危険が予想される港及び沿岸付近にある船舶に対し情報の周知を図り、船舶交通の整理指導を行うほか、必要に応じ入港制限及び港外への誘導等を行います。
- ② 危険物を取り扱う臨海施設等について、危険物の流出事故等を防止するため、必要な指導を行います。
- ③ 海上及び臨海施設における混乱の防止を図るため、情報の収集及び警戒を強化するとともに、人員又は物資の緊急海上輸送を必要とする場合における援助を行います。

第7節 緊急輸送計画

警戒宣言発令時における緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等を確保し、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について緊急輸送を行います。

1. 対策

1 緊急輸送の対象となる人員、物資等

- ① 緊急輸送の対象となる人員、物資等については、地震防災応急対策実施要員の配備又は配備替え及び地震防災応急対策活動に要する最小限の資機材とします。
- ② 緊急の処置を要する患者及び医薬品、衛生材料等
- ③ 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行います。
 - ア 食料
 - イ 日用品等
 - ウ その他緊急に輸送を必要とするもの

2 緊急輸送の方法

①陸上輸送

警戒宣言発令時における応急対策を実施するにあたり、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保します。

②航空輸送

県防災ヘリコプターを要請するほか、必要な場合は県警戒本部長に対し、航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣を依頼します。この場合指定したヘリポートを活用します。

③海上輸送

原則として海上輸送は行わないものとします。

3 輸送手段の確保

- ① 市で行う輸送は、原則として市有車両とします。
- ② 必要に応じ民有車両を借ります。
- ③ 県に対する自衛隊の地震防災派遣要請の依頼
- ④ 燃料等の確保のための関係機関への協力要請

4 緊急輸送の調整

緊急輸送にあたっては、その円滑な実施を確保するため、必要がある場合は警戒本部において調整を行います。その場合の緊急度については、概ね次の順位によります。

- ① 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- ② 地震防災応急対策を実施するために必要な要員及び資機材等の輸送
- ③ 地震発生後の活動の準備のための輸送
- ④ その他の人員、物資の輸送

第8節 広域的な応援・受援体制の整備

警戒宣言が発令された場合、市は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の地震防災派遣を要請します。

広域応援部隊、救援物資、**DMAT**及びボランティア等の受入れを迅速に行うための体制を整備します。

1. 対策

1 自衛隊の派遣要請の内容

市長は、県地震災害警戒本部長に対し、派遣を要請する事由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣を依頼するものとします。なお、派遣要請を依頼する事項は、概ね次のとおりです。

- ① 避難等のための必要な情報の伝達
- ② 情報収集
- ③ 人員・物資の緊急輸送
- ④ その他警戒対策本部長から命ぜられた事項

2 地震防災派遣部隊の受入れ

- ① 市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入れ体制をとります。
- ② 自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県警戒本部及び南勢志摩支部との連絡調整を行います。

陸上自衛隊第33普通科連隊

所在地：〒514-1118 津市久居新町975

電話：059(225)3133 三重県防災行政無線：8-841-**-11

3 応援部隊等の受入れ

警戒宣言が発令され、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、自衛隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊の地震防災派遣を要請します。

広域応援部隊、救援物資、**DMAT**及びボランティア等の受入れを迅速に行うための体制を整備します。

第9節 消防活動に関する計画

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は**警戒宣言**が発令された場合、市は**地震防災強化計画**に基づき、出火の防止に関する活動を実施します。

1. 対策

1 市が実施する対策

- ① 消防職員・消防団員の非常招集を行うとともに消防車両の積載器具等の資機材を点検、増強し、警戒体制の強化を図ります。
- ② 通信施設の確保並びに通信統制の確立を図ります。
- ③ 消防車両・資機材の点検、整備を行います。
- ④ 正確な情報の収集及び伝達を図ります。
- ⑤ 事前に災害危険地域に消防隊を配置し、火災の未然防止並びに出場の迅速化を図ります。
- ⑤ 火災発生の防止、初期消火の予防広報を行います。
- ⑥ 安全避難路の確保及び避難誘導を行います。
- ⑦ 自主防災組織、自衛消防隊等の防災活動に対する指導を行います。
- ⑧ 迅速な救急救助のための体制確立を図ります。
- ⑨ 緊急消防援助隊及び県内消防相互応援隊の応援体制の整備を図ります。

2 県が実施する対策

県は、市の実施する消防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置をとります。

- ① **警戒宣言**が発令された場合、災害の発生に備え、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関との事前活動調整にあたります。
なお、消防機関の具体的な調整については、三重県消防応援活動調整本部が行います。
- ② 自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関が保有するヘリコプター及び船舶を有効に活用できるよう調整を行います。
- ③ **警戒宣言**が発令された場合、火災の発生防止、初期消火等について、報道機関の協力を得て広報を行います。
- ④ 県が保有する資機材等の点検、配備を行います。

第 10 節 社会秩序維持計画

警戒宣言が発令された場合における交通混雑、社会的混乱等に対して民生の安定及び犯罪の発生を防止します。

1. 対策

1 予想される混乱

警戒宣言が発令された場合において予想される混乱は、概ね次のとおりです。

- ① 地震予知情報等に関連する流言
- ② 帰宅者による道路の混乱
- ③ 電話の輻輳
- ④ 避難に伴う混乱
- ⑤ 道路交通の混乱
- ⑥ 買出し、旅行者等の混乱

2 市が実施する対策

- ① 避難対象地区に対して、的確な広報を同報系防災行政無線等により実施します。
- ② 状況に応じ、警戒本部を通じて生活物資の買い占め、売り惜しみ防止を啓発します。
- ③ 警察の交通規制に応じ、緊急輸送路の確保に努めます。

3 県警察が実施する対策

①警備体制の確立

東海地震注意情報の伝達を受けた場合は、次により災害警備本部を設置して、警備体制を確立します。

ア 災害警備本部の設置

警察本部に本部長を長とする「三重県警察東海地震警戒警備本部」を、警察署に署長を長とする「警察署東海地震警戒警備本部」を設置します。

イ 警備部隊の編成

警察本部員及び警察署員をもって所要の部隊を編成します。

②警戒警備活動の重点

- ア 情報の収集・伝達
- イ 住民等への情報伝達活動
- ウ 社会秩序の維持
- エ 交通対策
- オ 警察施設等の点検及び整備
- カ その他必要な措置

4 その他の防災関係機関が実施する対策

中部経済産業局が実施する物資物価対策

所管に係る生活必需品等の物資の異常な価格の高騰、買い占め又は売り惜しみに関して、これをしないよう呼びかけるとともに、関係事業者等を監視していくものとします。

第 11 節 ライフライン施設応急対策計画

警戒宣言が発令された場合の飲料水、電気及びガスの供給、通信等の確保と、発災後の応急対策に係る事前措置を実施します。

1. 対策

1 市が実施する対策

①飲料水の確保

ア 住民に個人備蓄及び緊急貯水を実施するよう啓発するとともに、緊急遮断弁を備えた配水池等の整備に努め、飲料水の確保を図るものとします。

施設能力を越える場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づくブロック及び県等の応援を要請するものとします。

イ 水道施設の損壊に備え、水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水用資機材及び水道施設等の応急復旧用資機材の確保並びに人員の配備等応急給水及び復旧体制を確立するものとします。

②危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の災害発生防止措置

危険物施設等災害予防計画に準じて、危険物施設等の二次災害防止措置を講じます。

2 その他防災関係機関が実施する対策

①警戒宣言が発令されたとき

ア電気の供給（中部電力パワーグリッド株式会社）

原則として供給の継続を確保します。

イガスの供給（東邦ガス株式会社）

原則として供給の継続を確保します。また、東海地震警戒体制を確立し、ガス施設等の安全措置と地震発生時における緊急供給停止措置の準備を講じます。

ウ通信の確保（NTT西日本、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社）

強化地域への通信及び通話の激増による麻痺から、防災関係機関の緊急に必要な電話回線を確保するため、一般電話等の強化地域への通話及び県内の通話についても状況に応じて制限し、音声案内する等の措置を講じます。

②東海地震注意情報を受けたとき

ア電気、ガス及び通信の事業所

(1)地震災害警戒本部の設置

東海地震注意情報を受けたとき、**地震災害警戒本部**を設置します。

(2)要員・資機材等の確保

- 1) 地震警戒要員を確保します。
- 2) 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行います。
- 3) 関係会社、他支店等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、電力・ガスの融通等協力体制を確認します。

(3)情報連絡ルートの確保

- 1) 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行います。
- 2) 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、県警察及び関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図ります。
- 3) 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、県警察、公共機関等との連携を保ちます。
また、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣します。

(4)被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとります。

(5)広報活動

報道機関、広報車等を通じて、電気・ガスの安全措置、通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況について広報を行います。

第12節 交通対策計画

警戒宣言が発令された場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保します。

1. 対策

1 県が実施する対策

警戒宣言が発令された場合における交通規制は、隣接県との連携を図り、広域的な交通対策の観点から、広域交通規制対象道路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制、交通検問を行います。

2 その他の防災関係機関が実施する対策

①公共輸送対策

ア 鉄道

警戒宣言が発令された場合における列車及び乗客等の安全を確保するため、次の措置を講じます。

(1)東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

1) 東海地震注意情報時

I 列車の運転取扱い

- i 旅客列車については、運行を継続します。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止します。
- ii 貨物列車については、強化地域への進入を禁止します。

II 旅客等に対する対応

- i 東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、**警戒宣言**が発令された場合の列車の運転計画を案内します。

2) 警戒宣言発令時

I 列車の運転

- i 強化地域への列車の進入を禁止します。
- ii 当該強化地域を運転中の列車は、最寄りの安全な駅へ安全な速度で運転して停車します。
- iii 強化地域外においては、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続します。

II 旅客の待機、救護等

- i **警戒宣言**が発令されたときは、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により、列車の運転状況を案内します。
- ii **滞留旅客**が発生した場合は、自己の責任において行動を希望するものを除き、市の定める避難地に避難させる等の必要な措置をとります。

(2) 近畿日本鉄道株式会社

東海地震注意情報時及び**警戒宣言**が発令された場合における列車及び乗客等の安全を確保するため、次の事項を講ずるものとします。

1) 列車の運行

- i 東海地震注意情報を確認したときは、原則として、そのまま運転を継続します。ただし、旅客の帰宅対策として、状況に応じて輸送力の増強を検討します。
- ii **警戒宣言**が発令されたときは、強化地域内への列車の進入は、原則として禁止します。
- iii **警戒宣言**が発令されたときは、強化地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの駅で運転を休止します。
- iv 警戒解除宣言が発令されたときは、必要により、車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運行を再開します。

2) 旅客の案内等

- i 東海地震注意情報の発表を確認したときは、**警戒宣言**が発令された場合は列車の運転を中止する旨を旅客に説明し、強化地域方面への旅行等の自粛を勧めます。
- ii **警戒宣言**が発令されたときは、駅構内及び列車内の旅客に対しては、原則として避難地への避難を勧告します。

イ バス（三重交通株式会社伊勢営業所、三交伊勢志摩交通株式会社）

- i 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ、崖崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難地についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底します。
- ii 東海地震注意情報又は**警戒宣言**発令時における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておきます。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等により情報収集に努めます。
- iii **警戒宣言**発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地の教示をするとともに、避難地において帰宅支援が行われている場合には、その旨の教示も行います。
- iv 運行の中止にあたっては十分な車両の安全措置を行ったうえで、駐車措置を講じ、旅客の避難状況について可能な限り営業所等へ報告します。
- v **滞留旅客**に対して、**警戒宣言**の内容、最寄りの避難地及び運行中止の措置をとった旨の案内を掲示物、放送等により広報します。

②海上保安部、漁港管理者

東海地震注意情報が発表された場合又は**警戒宣言**が発令された場合、海上交通の安全を確保するため、東海地震に関連する情報の収集・伝達・連絡についてあらかじめ定めておくとともに、海上交通の安全を確保するため、漁港への入港制限等の事項を講じます。

第13節 食料、生活必需品確保計画

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、食料、生活必需品の調達可能数量について点検を行います。また、**警戒宣言**が発令された場合、食料、飲料水、日用品等の生活必需品を確保し、民生の安定を図ります。**警戒宣言**発令時に必要な生活必需品は、住民等の自助努力によって確保することを基本とし、市からの供給については、これを補完するものとします。

1. 対策

1 市が実施する対策

①食料及び日用品等の確保

食料及び日用品等の確保については、**警戒宣言**発令時において、これらの調達、あつせん、もしくはその準備措置を速やかに講じます。

- ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常時持出ができなかった者や旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が発生したときは、備蓄した緊急物資を配分し、又は生活必需品を取り扱う民間企業等から協定等に基づき調達して配分します。
- イ 三重県市町村災害時応援協定に基づく緊急物資の調達、あつせんの要請を県に行います。
- ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認します。
- エ 物資集積拠点の開設準備を行います。

②飲料水の確保

飲料水を確保するため、次の事項を実施します。

- ア 住民に対する貯水励行を呼びかけます。
- イ 東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は**警戒宣言**が発令された場合には、給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行います。
- ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行います。
- エ 応急復旧体制の準備を行います。

2 その他の防災関係機関が実施する対策

①東海農政局三重支局

県内の倉庫別の玄米備蓄量の把握を行います。また、その他食料等の確保又は確保準備措置を講じます。

②日本赤十字社三重県支部

地震発生後、速やかに救援物資の配布ができるよう県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行います。

第 14 節 医療・救護計画

警戒宣言が発令された場合、発災後に迅速かつ的確な医療、救護活動が実施できるよう事前措置を講じます。

1. 対策

1 医療機関が行う対策

- ① 東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は**警戒宣言**が発令された場合には、医療救護活動の準備を関係機関に要請します。
- ② 医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所及び仮設救護病院等を設置します。
- ③ 東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は**警戒宣言**が発令された場合には、要救護者の搬送準備を行います。
- ④ 住民等に対し救護所、仮設救護病院等の周知を図ります。
- ⑤ 市長があらかじめ協議して定めた医療機関は**警戒宣言**時等においても、緊急を要する患者に対して診察を行うことを住民に対して周知します。
- ⑥ 防疫のための資機材及び仮設トイレの資機材を準備します。

第 15 節 公共施設等対策計画

東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は**警戒宣言**が発令された場合、公共施設及び不特定多数の者が出入りする施設等において地震発生に備え、管理者が点検整備を行い、地震防災応急対策の円滑な実施を確保します。

1. 対策

1 市が実施する対策

①無線通信施設等

- ア 市防災行政無線、市消防無線の各施設及び機器（予備電源を含む。）を点検するとともに作動状態を確認し必要な措置を講じます。
- イ 充電式携帯無線機については、完全充電を行います。

2 公共施設（市が管理又は運営する施設）

①道路等

所管道路等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ工事中の道路における工事の中断及び震災対策等の適切な措置を講じます。

②河川

所管する河川等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門・樋門の閉鎖、工事中の場合には中断及び震災対策等の適切な措置を講じます。

③排水路

所管施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門・樋門の閉鎖の検討等震災対策の適切な措置を講じます。

④漁港

所管する漁港関係施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門・樋門の閉鎖、工事中の場合には中断及び震災対策等の適切な措置を講じます。

⑤不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等における管理上の措置は概ね次のとおりです。

- ア **警戒宣言**、地震予知情報等を来訪者に伝達
- イ 来訪者の安全確保のための避難誘導等の措置
- ウ 施設の防災点検、応急修理及び設備、備品等の転倒落下防止、薬品の転倒落下防止等危険物による危害の予防措置
- エ 出火防止措置
- オ 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水
- カ 消防用施設等の点検、整備と事前配備
- キ 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

⑥砂防、地すべり、急傾斜地等

東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は**警戒宣言**が発令された場合、砂防、地すべり、急傾斜地等の指定地で危険の恐れがある地域にあらかじめ定めた情報連絡を行い、必要に応じて警戒体制を整えるよう努めます。

⑦工事中の公共施設、建築物、その他

東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は**警戒宣言**が発令された場合には、工事中の公共施設、建築物等の工事を中断し、必要に応じ立入禁止、落下倒壊防止、補強その他の保安措置を講じます。

⑧上下水道施設等

貯水確保を配慮した安全水位を確保し送水を継続します。また上下水道施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ工事中の道路における工事の中断及び震災対策等の適切な措置を講じます。

⑨コンピュータ

コンピュータ・システムについては、概ね次の措置を講じます。

ア コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認します。

イ 重要なデータから順次安全な場所に保管します。

ウ **警戒宣言**発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止します。

3 水門、堰堤等

警戒宣言が発令された場合、津波の発生に備え、必要に応じ水門、堰堤等の門扉開閉を行います。

①水門、堰堤等の操作

警戒宣言が発令された場合に、津波の発生に備え、速やかに水門、堰堤等の門扉開閉作業が行えるよう、必要な体制を整えます。

②危険個所把握体制の整備

水防施設に異常がないかを確認するとともに、異常を発見した場合は水防活動を実施します。

4 民間施設（事業者に対する指導、要請）

市は、**消防法**等により消防計画等を作成する義務のある施設及び事業所に対し、**警戒宣言**が発令された場合にとるべき措置等について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、**警戒宣言**が発令された場合の安全確保、混乱の防止を図るための措置をとるよう要請します。

- ① **警戒宣言**が発令された場合における事業所の営業の継続又は自粛に関すること。
 - ア 不特定多数の人の出入りする施設等（映画館、イベントホール等）で地震発生時にパニックの発生する恐れがある場合は営業を自粛する。
 - イ 生活必需品等を取り扱う事業所にあつては、安全の確保を図りつつ、できるだけ営業の継続に努める。
- ② **警戒宣言**、地震予知情報等の顧客、観客、来訪者への伝達に関すること。
- ③ 火気使用の自粛等出火防止措置に関すること。
- ④ 顧客、観客、来訪者、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。
- ⑤ **自衛消防組織**に関すること。
- ⑥ 工事中の建築物等の工事の中断及び震災対策等の措置に関すること。
- ⑦ 設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下防止等危険物による危害の予防措置に関すること。
- ⑧ 施設、消防用設備等の点検に関すること。
- ⑨ **警戒宣言**に関する防災訓練及び教育に関すること。

第 16 節 市民のとるべき措置

警戒宣言が発令された場合、市民は家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として、混乱の防止を留意しつつ、発災後の被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとします。

1. 対策

1 家庭における措置

- ① 東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合は、テレビやラジオ、インターネット等を利用して、正確な情報をつかみます。また、市や消防署、警察署等からの情報に注意します。
- ② **警戒宣言**が発令されたとき、在宅中の家族で話し合い、家具類の転倒防止対策や落下物の防止対策等の家族の役割分担を決め、直ちに行動に移します。
- ③ 身を置く場所を確保し、家具等重量物の転倒防止措置をとります。
- ④ 火の使用は自粛します。
- ⑤ 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとります。
- ⑥ 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行います。
- ⑦ 身軽で安全な服装に着替えます。
- ⑧ 生活用水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用具の用意を確認します。
- ⑨ 万一の時の脱出口を確保します。
- ⑩ 自動車や電話の使用を自粛します。
- ⑪ 東海地震注意情報が発表された場合、外出や不要不急の旅行等は自粛します。
- ⑫ 情報の収集を行い、就業者に対し正確な情報を伝達します。

2 職場における措置

- ① 東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合は、テレビやラジオ、インターネット等を利用して正確な情報をつかみます。また、市や消防署、警察署等からの情報に注意します。
- ② 防火管理者、保安責任者等を中心に、職場の**防災会議**を開き、分担に従い、できるだけ
の措置をとります。
- ③ 身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとります。
- ④ 火の使用は自粛します。
- ⑤ 消防計画、予防規定等に基づき危険物の保安に注意し、危険箇所を点検します。
- ⑥ 職場の**自衛消防組織**の出動体制を整備します。
- ⑦ 重要書類等の非常持出品を確認します。
- ⑧ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機します。
- ⑨ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考え、市が定める避難地に避難させる等の必要な措置をとります。
- ⑩ 近くの職場同士で協力し合います。
- ⑪ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛します。また、危険物車両等の運行は自粛します。

また、外出中の従業員との連絡体制を確保し、安全確保を指示するよう努めます。

- ⑫ 支障のない範囲で、速やかに従業員を帰宅させます。

3 運転者のとるべき措置

- ① 車を運転中に**警戒宣言**が発令されたことを知ったときは、地震の発生に備えて、あわてることなく、低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動します。
- ② 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動します。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックをしないでおきます。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないようにします。
- ③ 危険物品を輸送中のものは、安全な場所に移動する等の措置をとります。